

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 Ambika Budha Singh

被 告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (5)

令和2年8月14日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人 加 藤 眞 理 

同 井 上 安 曇 

同 寺 本 孝 規 

同 前 田 香 里 

被告東京都は、本準備書面において、原告の令和2年5月29日付け求釈明申立書における求釈明事項に対し、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語については、被告東京都の従前の例による。

1 求釈明事項1について

被告東京都が既に述べたとおり（被告都準備書面(1)、第3、3、(2)）、留置施設において使用される戒具の使用要件等に関しては、刑事収容施設法213条で定められており、同条において規定される戒具の種類については、施行規則（丙16号証）22条1項及び23条に定められている。

なお、上記戒具の使用に係る警視庁の内部規則として、警視庁被留置者留置規程（丙17号証。戒具の使用については94条に定められている（同25及び26ページ）。）及びその運用要綱（丙18号証。上記94条関係については、第9の2に定められている（同17ページ）。）が存在する。

2 求釈明事項2について

留置課員は、本件当日、亡アルジュンに対し、施行規則23条（別表）によって定められた制式のベルト手錠、新型捕縄、捕縄、標準手錠を、刑事収容施設法213条1項の規定に基づいて使用したものである。

そして、かかる戒具の使用状況については、上記1で述べた戒具の使用に係る警視庁の内部規則にも沿うものであり、留置課員の亡アルジュンに対する戒具使用に国賠法上の違法が存しないことは、明白である。

以上